

第10期中間決算公告

平成23年12月22日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 塚本 隆史

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,045,651	預渡性預金	56,172,516
コールローン及び買入手形	8,640,000	債券	722,630
買現先勘定	4,197	コールマネー及び売渡手形	25,932
債券貸借取引支払保証金	645,634	売現先勘定	1,393,125
買入金銭債権	1,352,025	債券貸借取引受入担保金	18,024
特定取引資産	1,535,895	特定取引負債	3,077,906
金銭の信託	15,428	借入金	668,164
有価証券	23,036,410	借用金	4,701,397
貸出金	31,953,592	外国為替	12,962
外国為替	108,307	短期社債	21,496
その他資産	2,477,991	社債	852,300
有形固定資産	746,205	その他の負債	3,274,747
無形固定資産	227,221	賞与引当金	10,827
繰延税金資産	249,707	退職給付引当金	7,039
支払承諾見返	1,199,951	役員退職慰労引当金	742
貸倒引当金	△481,698	睡眠預金払戻損失引当金	14,893
投資損失引当金	△1	債券払戻損失引当金	15,245
		特別法上の引当金	187
		繰延税金負債	2,301
		再評価に係る繰延税金負債	75,806
		支払承諾	1,199,951
		負債の部合計	72,268,198
		（純資産の部）	
		資本金	700,000
		資本剰余金	1,057,242
		利益剰余金	243,309
		株主資本合計	2,000,552
		その他有価証券評価差額金	△56,947
		繰延ヘッジ損益	△870
		土地再評価差額金	106,638
		為替換算調整勘定	367
		その他の包括利益累計額合計	49,188
		少数株主持分	438,581
		純資産の部合計	2,488,322
資産の部合計	74,756,520	負債及び純資産の部合計	74,756,520

中間連結損益計算書（平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで）

(単位：百万円)

科目		金額	
経常	収	570,512	
資金運用	収益	329,585	
(うち貸出)	金利息	(234,616)	
(うち有価証券)	利息配当金	(56,707)	
役員取引等	収益	114,324	
特定取引	収益	36,775	
その他業務	収益	36,638	
その他	経常	53,189	
経常	費用	494,207	
資金調達	費用	37,894	
(うち預金)	金利息	(19,043)	
(うち債券)	金利息	(339)	
役員取引等	費用	32,457	
その他業務	費用	20,250	
営業	経常	327,092	
その他	経常	76,512	
経常	利益	76,305	
特別	利益	6,173	
特別	損失	1,867	
税金等調整前	中間純利益	80,611	
法人税、住民税及び	事業税	2,670	
法人税等調整	額	11,891	
法人税等	合計	14,561	
少数株主損益調整前	中間純利益	66,050	
少数株主	利益	8,036	
中間	純	利益	58,013

〈中間連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 34社

主要な会社名

みずほインベスターズ証券株式会社

みずほ信用保証株式会社

みずほファクター株式会社

みずほキャピタル株式会社

なお、みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合他1社は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。

また、MW1号投資事業組合は、清算終了により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 10社

主要な会社名

ユーシーカード株式会社

確定拠出年金サービス株式会社

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月29日 5社

6月末日 9社

9月末日 18社

12月最終営業日の前日 1社

3月末日 1社

②6月29日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。3月末日を決算日とする連結される子会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

①開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社（ケイマン法人等の形態によっております。）7社に係る借入及びコマースナル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社7社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は495,666百万円、負債総額（単純合算）は495,186百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

②当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高

貸出金 418,270百万円

信用枠及び流動性枠 9,953百万円

主な損益

貸出金利息 1,745百万円

役務取引等収益 203百万円

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日におけ

る市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

株式交付費は、発生時に全額費用として処理しております。

②社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

③債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項（中間連結貸借対照表関係）5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は277,963百万円であります。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(12) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事

故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は2,830百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は2,717百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（親会社、連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 9,993百万円
親会社株式の金額 273百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に4,198百万円含まれております。現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は130,338百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは328,586百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,707百万円、延滞債権額は500,706百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20,415百万円あります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は393,299百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は937,128百万円であります。
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、192,982百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	326,286百万円
有価証券	8,167,294百万円
貸出金	4,045,432百万円
その他資産	1,560百万円
担保資産に対応する債務	
預金	539,528百万円
コールマネー及び売渡手形	686,600百万円
売現先勘定	1,099百万円
債券貸借取引受入担保金	2,962,428百万円
借入金	4,405,777百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,599百万円、「有価証券」1,113,605百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は61,141百万円、先物取引差入証拠金は2,043百万円、その他の証拠金等は6,425百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,605,193百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,112,783百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 609,628百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金257,000百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は933,845百万円あります。
15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 15.05%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益18,515百万円、償却債権取立益13,738百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却18,670百万円、株式等償却11,609百万円、住専処理への対応に係る費用9,086百万円、金融ADRへの対応に係る債権償却8,367百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、証券子会社の完全子会社化に伴う負のれん発生益6,135百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損1,026百万円、減損損失841百万円であります。
5. 銀行法施行規則第18条第3項に規定する中間連結財務諸表における中間包括利益の金額 57,236百万円

(金融商品関係)**金融商品の時価等に関する事項**

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金 (*1)	3,045,323	3,045,323	-
(2) コールローン及び買入手形 (*1)	8,636,604	8,636,604	-
(3) 買現先勘定	4,197	4,197	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	645,634	645,634	-
(5) 買入金銭債権 (*1)	1,351,855	1,351,855	-
(6) 特定取引資産 売買目的有価証券	1,193,988	1,193,988	-
(7) 金銭の信託	15,421	15,421	-
(8) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	1,500,667 21,419,474	1,512,578 21,419,474	11,910 -
(9) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	31,953,592 △414,627		
	31,538,964	31,750,126	211,162
資産計	69,352,132	69,575,205	223,073
(1) 預金	56,172,516	56,123,767	△48,749
(2) 譲渡性預金	722,630	722,297	△332
(3) 債券	25,932	25,947	15
(4) コールマネー及び売渡手形	1,393,125	1,393,125	-
(5) 売現先勘定	18,024	18,024	-
(6) 債券貸借取引受入担保金	3,077,906	3,077,906	-
(7) 借入金	4,701,397	4,712,825	11,428
(8) 社債	852,300	886,692	34,392
負債計	66,963,832	66,960,585	△3,246
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	128,178		
ヘッジ会計が適用されているもの	24,966		
貸倒引当金 (*1)	△45,041		
デリバティブ取引計	108,102	108,102	-

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法**資産****(1) 現金預け金**

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券等は市場価格等によっております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

貸出代替目的のクレジット投資（証券化商品）につきましても、実際の売買事例が極めて少なく、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等が時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額によっております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券の内訳は、外貨建ローン担保証券等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(3) 債券

債券については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(4) コールマネー及び売渡手形、(5) 売現先勘定、及び(6) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格等によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式(*1)(*2)	97,565
②組合出資金(*3)	8,707
③その他(*2)	19
合計	106,291

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1,397百万円、その他について23百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,400,603	1,412,628	12,024
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	100,063	99,950	△113
合計		1,500,667	1,512,578	11,910

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	238,260	156,155	82,104
	債券	14,477,440	14,424,214	53,226
	国債	12,390,489	12,358,240	32,249
	地方債	176,629	174,376	2,252
	社債	1,910,321	1,891,596	18,725
	その他	1,519,315	1,478,031	41,284
	信託受益権	426,000	407,199	18,800
	外国債券	1,057,133	1,035,522	21,610
	その他	36,182	35,308	873
	小計	16,235,017	16,058,401	176,616
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	416,971	553,075	△136,104
	債券	4,195,742	4,228,852	△33,110
	国債	3,358,149	3,359,573	△1,424
	地方債	7,097	7,112	△15
	社債	830,495	862,166	△31,670
	その他	1,412,476	1,465,358	△52,881
	信託受益権	384,730	407,091	△22,360
	外国債券	952,573	966,045	△13,472
	その他	75,172	92,220	△17,048
	小計	6,025,189	6,247,286	△222,096
合計		22,260,207	22,305,687	△45,480

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は11,590百万円（うち株式10,188百万円、社債1,401百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	928	999	△70	—	△70

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	204,846円49銭
1株当たり中間純利益金額	5,797円75銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	5,797円74銭

（企業結合等関係）

株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」）、当行、及びみずほインベスターズ証券株式会社（以下「みずほインベスターズ証券」）は、平成23年4月28日開催の各社取締役会において、みずほインベスターズ証券を株式交換により、当行の完全子会社とすることを決定のうえ株式交換契約を締結し、平成23年9月1日に株式交換を実施した結果、みずほインベスターズ証券は当行の完全子会社となりました。

- （1）株式交換の対象となった事業の名称及びその事業の内容、株式交換の効力発生日、株式交換の法的形式及び株式交換の主な目的
- | | |
|---------------|--|
| ①株式交換完全子会社の名称 | みずほインベスターズ証券 |
| ②事業の内容 | 金融商品取引業 |
| ③株式交換の効力発生日 | 平成23年9月1日 |
| ④株式交換の法的形式 | 会社法第767条に基づき、当行を株式交換完全親会社とし、みずほインベスターズ証券を株式交換完全子会社とする株式交換。 |
| ⑤株式交換の主な目的 | みずほフィナンシャルグループは、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当グループの中期基本方針として「変革」プログラムを発表いたしました。当グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。 |

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、①意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、②当グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、③業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に規定する会計処理を適用した結果、負ののれんが発生しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及びその内訳

取得の対価	みずほインベスターズ証券の普通株式	37,460百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	36百万円
取得原価		37,497百万円

(4) 株式の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

①株式交換比率

会社名	みずほフィナンシャルグループ (株式交換完全親会社である 当行の完全親会社)	みずほインベスターズ証券 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.56

②算定方法

みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券は、メリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社から提出を受けた株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記の株式交換比率は、みずほフィナンシャルグループ及びみずほインベスターズ証券の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至り、みずほフィナンシャルグループ、当行及びみずほインベスターズ証券は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

③交付株式数

みずほフィナンシャルグループの普通株式：322,928,897株

(5) 発生した負ののれんの金額及び発生原因

①発生した負ののれんの金額 6,135百万円

②発生原因

完全子会社化されるみずほインベスターズ証券に係る当行の持分増加額と取得原価との差額によります。

(重要な後発事象)

株式会社みずほ銀行(以下「当行」)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「みずほフィナンシャルグループ」)を通じて平成23年9月16日に公表いたしました「みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の合併等の統合に向けた対応について」において、両行の合併等の統合に向け、具体的な統合の方式やスケジュール詳細等について、検討・対応準備を進めることとしておりましたが、当行、みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行(以下「みずほコーポレート銀行」)は、平成23年11月14日開催の各社取締役会において、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、みずほフィナンシャルグループの完全子会社である当行とみずほコーポレート銀行が合併を行うことについて決定し、その具体的な検討・協議に向けて、当行、みずほフィナンシャルグループ及びみずほコーポレート銀行の間で基本合意書を締結いたしました。